

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和 7 年 3 月 1 9 日から 1 月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ小瀬店

関市小瀬字中野 2 0 8 9 番 1 ほか

2 意見の概要

関市長の意見

- ・地域住民及び事業との健全な融和を図ること等